

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について

環境性能の優れた軽四輪自動車等の普及を促進するため、新規登録した日の属する年度の翌年度分のみ軽自動車税の税率が軽減される特例措置です。初度検査年月が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の軽三輪、軽四輪の軽自動車に適用されます。

軽課税率表

			軽課税率（年額）	
			概ね 75%軽減の 軽課対象車	概ね 50%軽減の 軽課対象車
四 輪	乗 用	営業用	1,800 円	3,500 円
		自家用	2,700 円	対象外
	貨 物	営業用	1,000 円	対象外
		自家用	1,300 円	対象外
三 輪			1,000 円	2,000 円 乗用営業車に限る

軽課対象車両

税 率	軽課対象区分		
概ね 75%軽減	1. 電気自動車 2. 天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス規制適合、または平成 21 年排出ガス規制適合かつ平成 21 年排出ガス基準より窒素酸化物 10%以上低減達成車）		
概ね 50%軽減	★★★★（平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車または平成 30 年排出ガス基準 50%達成車）のガソリン車またはハイブリット車	令和 12 年度燃費達成基準 90%達成かつ 令和 2 年度燃費基準達成車	乗用営業 用に限る